

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成17年11月18日作成)

法令名	北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則		
根拠条項	第4条		
許認可等の種類	土地改良財産の使用の許可		
法令の定め	第4条		
審査基準	当該財産の本来の用途又は目的を妨げず、かつ、当該財産を総合的に利用することが関係農家等の利益になる場合に限る。		
標準処理期間	総期間	60回	・月 (注：休日は含まない。)
	経由機関		日・月
	協議機関		日・月
	処分機関	60回	・月 (各総合振興局及び振興局)
処分担当課	各総合振興局(振興局)産業振興部調整課・農村振興課		
申請先	各総合振興局(振興局)産業振興部調整課・農村振興課		
問い合わせ先	農政部農村振興局農業施設管理課用地財産G (電話番号：011-231-4111 (内線27-327))		
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/)		